

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）の業務の適法かつ効率的な執行を図るため、理事の職務権限を定めることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、当法人に適用される法令、定款、内部規程等（以下「法令等」という。）を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務権限)

第3条 理事長及び副理事長は、法令等に定めるもののほか、別表に掲げる職務権限を有する。

2. 別表で副理事長が決裁権者と定められている事項について、副理事長に事故等がある場合は、理事長が副理事長に代わって決裁することができる。

(細則)

第4条 本規程に定めるもののほか、理事の職務権限に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。

別表 理事の職務権限

| 項目 | 決裁権者 | |
|----------------------------------|---|---|
| | 理事長 | 副理事長 |
| 役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・当法人を代表し、その業務を総理する。 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事長を補佐する。 ・理事長の事故時等に、その職務を代行する。 |
| 決裁権者に事故等があった場合の職務代行者 | 副理事長 | 理事長 |
| 事業計画案及び予算案の作成に関する事 | ○ | |
| 事業報告案及び決算案の作成に関する事 | ○ | |
| 人事及び給与制度の立案及び報告に関する事 | ○ | |
| 職員の任用に関する事 | ○ | |
| 規程類の作成に関する事 | ○ | |
| 国外出張に関する事 | ○ | |
| 国内出張に関する事 | ○ | |
| 支出に関する事 | ○ | |
| 事業の実施に関する事 | ○ | |
| 職員の教育・研修に関する事 | ○ | |
| 渉外に関する事 | ○ | |
| 福利厚生に関する事 | ○ | |
| 理事長名義で行う契約、協定、協議、照会、回答、報告、委嘱、通知等 | ○ | |
| 法人の実印の使用 | ○ | |